

いの町地域公共交通計画改訂業務委託  
仕様書

(適用範囲)

第1条 本仕様書は、いの町地域公共交通活性化協議会（以下「甲」という。）が受託者（以下「乙」という。）に委託する「いの町地域公共交通計画改訂業務委託」（以下「本業務」という。）に適用する。

(業務の目的)

第2条 本業務は、人口減少や少子高齢化が進む現状の中で、既存の鉄道や路線バス、タクシー等の利便性や効率性の向上を図るとともに、まちづくりの将来像を踏まえた持続可能な地域公共交通ネットワークの再構築を行うために、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に規定される「いの町地域公共交通計画」（以下「計画」という。）の改訂を行うことを目的とする。

(対象区域)

第3条 いの町全域とする。

(業務の実施)

第4条 本業務の実施にあたっては、本仕様書ならびに第6条に規定する法令等に基づき行うものとする。また疑義が生じた場合は、甲と乙が必要に応じて協議するものとする。

(業務内容の変更)

第5条 第14条に規定する業務内容について、実施方法や会議等の回数等を変更しようとする場合は、書面をもって協議し承諾を得てから行うものとする。なお、軽微な変更として取り扱う事項に関しては、甲と乙の協議により変更契約を伴わないものとする。

(準拠する法令等)

第6条 業務を実施するにあたり、下記の関係法令や計画等に基づき行わなければならない。

- ①交通政策基本法
- ②道路運送法
- ③地域公共交通の活性化及び再生に関する法律
- ④いの町第3次振興計画
- ⑤いの町都市計画マスタープラン

⑥いの町立地適正化計画

⑦その他関係法令、政令、省令、基準、計画等

(管理技術者)

第7条 乙が配置する管理技術者は、業務全般にわたり管理及び秩序正しい業務を遂行するとともに、技術士（都市及び地方計画）又は RCCM（都市計画及び地方計画）の資格を有することとする。

(照査技術者)

第8条 乙は、成果物の技術上の照査を行う技術者を定めるものとし、照査技術者は、技術士（都市及び地方計画）の資格を有することとする。

(主任技術者)

第9条 乙が配置する主任技術者は、交通計画の実務経験を有することとし、技術士（都市及び地方計画）の資格を有することとする。

(資料の貸与及び取り扱い)

第10条 甲は、本業務実施に必要な図面、資料等を乙に貸与するものとする。  
乙は、貸与品について管理責任を明確にし、常に善良な管理を行うとともに、甲の承諾なしに第三者に公表、貸与してはならない。

(報告の義務)

第11条 乙は、常に甲と密接に連絡を取り業務の進捗状況を報告するものとし、必要に応じて報告書を提出するものとする。

(守秘義務)

第12条 本業務における成果は全て甲に帰属するものであり、乙は委託の過程及び結果から知り得た情報について甲の許可なく公表してはならない。  
また、乙は JISQ15001（プライバシーマーク）及び ISO/IEC27001（情報セキュリティマネジメントシステム）の認証の取得、サイバーリスク保険に加入した者で、セキュリティ対策及び個人情報保護に精通し、外部への情報漏洩が無いよう、徹底した管理を実施できる者でなければならないこととする。

(業務の期間)

第13条 本業務の実施期間は、契約締結の翌日から令和8年12月25日までとする。

(業務内容)

第14条 本業務の内容は下記の通りとする。

(1) 計画準備

計画策定にかかる準備として、業務の目的及び内容を的確に把握し業務実施計画書を作成するとともに、必要な計画準備を行う。

(2) 上位関連計画・現況の整理

地域公共交通に関する上位計画及び関連計画における地域公共交通の位置付けや役割を抽出・整理する。

また、いの町における人口、土地利用、都市機能配置等地域現況について把握整理を行うと共に、地域公共交通の現況について各種資料・データ等をもとに整理、可視化する。

(3) 現計画の評価

現計画に位置付けられている施策の実施状況について、進捗状況や問題点の検証を行う。

(4) 地域公共交通に関する実態・ニーズの把握

ア. 町民アンケート調査の実施及び分析

町民の移動手段について、詳細な現状を把握するため、甲が無作為に抽出した2,000人を対象としたアンケート調査を実施する。

アンケート調査票の起案及び発送、回収は乙が負担するものとし、調査項目毎に集計・分析を行う。

イ. 地域公共交通ニーズの把握

町民アンケート、利用者や交通事業者への調査等により、地域公共交通に対するニーズを把握する。

(5) 地域公共交通の課題整理

現状の地域公共交通の役割(まちづくりにおける地域公共交通の役割及び公共交通手段毎の役割)を明確化するとともに、課題(町住民視点・まちづくりの視点からの問題・課題及び地域公共交通の持続性確保からの課題)を整理する。

(6) 計画の基本的な方針の検討

地域公共交通の課題の解決に向けて、公共交通がめざす将来像や計画の基本的な方針、地域公共交通の分類と位置づけを設定する。

(7) 施策及び実施主体に関する事項の検討

将来像の実現に向けた具体的な交通施策の体系整理を行うとともに、各施策について、実施主体・実施時期の設定を行う。

なお設定にあたっては、今後のいの町のまちづくりをけん引する持続的な地域公共交通の活性化と再生を行うための具体策及び必要な実施主体を検討するものとする。

(8) 進捗管理、評価指標の設定

P D C A サイクルに基づいた計画の進捗管理を行うため、適切な評価指標の設定を行う。

(9) 地域公共交通活性化協議会の開催支援

本計画改定における各段階で開催する地域公共交通活性化協議会の資料作成を行うものとする。

なお、地域公共交通活性化協議会は4回を想定するものとし、乙の出席は不要とする。

(10) パブリックコメント支援

町民への情報発信と意見収集を行うため、パブリックコメントを実施する。

乙は、町民の関心を高められるような資料の作成や、出された意見への対応方針整理を通じて支援するものとする。

(11) 計画書とりまとめ

前項までで検討された内容を基に、計画書の作成を行う。

なお、計画には、以下の3点を盛り込むものとする。

①『「交通空白」解消に向けた取組方針 2025』における取組方針に基づき、全ての要モニタリング地区を新たに位置づける計画とすること。

②具体的な地域名に加え、居住誘導区域や都市機能誘導区域を明記し、立地適正化計画など関連する都市計画との連携方針を示したうえの計画とすること。

③医療・介護・教育等の地域課題に対応する取組みを計画に盛り込み、関係部局との連携を図ること。

(12) 打合せ協議

本業務の進捗状況に応じ甲乙により開催するものとし、原則として乙の責任において議事録を作成し、甲の承認を得るものとする。

なお、打合せ協議は初回、中間時(2回)、成果品納入時の計4回を想定

するものとする。

(成果品)

第15条 本業務で納入すべき成果品は、次のとおりとする。

- (1) 業務報告書 . . . . . 一式
- (2) 電子データ (CD-R) . . . . . 一式
- (3) その他
  - ・ 監督員の指示するもの . . . . . 一式